

### **3. 新しい総合事業の実施に伴う準備事項等について**

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 事業者の指定            | … P. 25 |
| (2) 定款の文言の変更          | … P. 25 |
| (3) 重要事項説明書・契約書の文言の変更 | … P. 26 |
| (4) 各事業者様へのお願い        | … P. 27 |
| (5) 今後のスケジュール         | … P. 28 |

## (1) 事業者の指定

平成 27 年 3 月 31 日時点で指定を受けていた、介護予防訪問介護事業所・介護予防通所介護事業所については、総合事業における国基準型サービス（現行相当の訪問・通所サービス）を提供する事業所として指定を受けたものとみなされているため、総合事業の実施にあたっての指定申請は不要である。（みなし指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日まで）

いっぽう、平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた介護予防訪問介護事業所・介護予防通所介護事業所はみなし指定が適用されないため、総合事業のサービス提供事業所として、指定申請が必要となる。

また、訪問型 A・通所型 C については、みなし指定が適用されないため、これらのサービスを始める場合には一律に指定申請が必要となる。

## (2) 定款の文言の変更

みなし指定の有無に関わらず、総合事業の国基準型サービスを提供する場合には、平成 29 年 3 月 31 日までに定款の変更が必要となる。また、訪問型 A・通所型 C のサービスを始める場合には、指定申請時までに定款の変更が必要となる。

居宅介護支援事業所においては、地域包括支援センターから介護予防支援を受託しており、かつ平成 29 年 4 月以降、介護予防ケアマネジメントを受託する場合については、平成 29 年 3 月 31 日までに定款の変更が必要となる。

事業所の区分	現 行	変 更 後
訪問介護事業所	介護保険法に基づく介護予防訪問介護	介護保険法に基づく介護予防訪問介護 および 第 1 号訪問事業
通所介護事業所	介護保険法に基づく介護予防通所介護	介護保険法に基づく介護予防通所介護 および 第 1 号通所事業
居宅介護支援事業所	介護保険法に基づく介護予防支援	介護保険法に基づく介護予防支援 および 第 1 号介護予防支援事業

※上記のうち複数を実施している法人等にあつては、「介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業」としても可。

※医療法人・NPO 等、所管庁がある場合は事前に確認をお願いいたします。

### **(3) 重要事項説明書・契約書の文言の変更**

平成 29 年 4 月以降、新規利用者に対しては、重要事項説明書・契約書の文言を現行のものから変更した書面（文言は（2）と同様）での契約締結が必要となる。なお、継続利用の方に対しては全てを作り直す必要は無く、平成 29 年 4 月以降、要支援認定を更新する際等に変更点を記載した文書（覚書）を取り交わしても良い。

以上、訪問型サービス・通所型サービスについて（1）～（3）等をまとめると、次のとおり。

区 分	提供するサービス	総合事業の実施に備えておくこと			サービスコード
		指定申請 (受付は2月を予定)	定款の文言変更	重要事項説明書 ・契約書の書式準備	
H27. 3. 31 時点で指定を受けていた 介護予防訪問介護事業所	国基準訪問型	不要	要	要	A1
H27. 4. 1 以降に指定を受けた 介護予防訪問介護事業所	国基準訪問型	要	要	要	A2
H29. 4. 1 から訪問型Aを提供する 事業所	訪問型A	要	要	要	A3
H27. 3. 31 時点で指定を受けていた 介護予防通所介護事業所	国基準通所型	不要	要	要	A5
H27. 4. 1 以降に指定を受けた 介護予防通所介護事業所	国基準通所型	要	要	要	A6
H29. 4. 1 から通所型Cを提供する 事業所	通所型C	要	要	要	A7

## **(4) 各事業者様へのお願い**

### **○地域包括支援センター様・居宅介護支援事業所様へ**

介護予防訪問介護または介護予防通所介護を利用している方へ、来年3月までの間にモニタリングの機会等を活用し、総合事業の基本的事項（利用しているサービスは今後も継続すること等）についてのご説明をお願いいたします。具体的に説明する事項について、当課で簡潔にまとめたものを追ってお示ししますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### **○訪問介護事業所様・通所介護事業所様・通所型介護予防事業受託者様へ**

訪問型サービスA・通所型サービスCの内容を踏まえ、来年4月1日から実施されるようであれば、その準備をお願いいたします。なお、訪問型サービスAを実施される事業所様で、養成研修修了者の雇用を希望する場合は、FAXまたはメールにて当課までご連絡願います。修了者の方へ情報提供いたします。

### **○全ての事業者様へ**

本日以降ご不明な点がございましたら、FAXまたはメールにて当課までお送り願います。随時回答させていただくほか、本日いただいたご質問を含め、本市のホームページ上でQ&Aとして掲載いたします。

#### **【 連絡先 】**

**TEL : 21-3067    FAX : 26-5936    Eメール : [sougoujigyou@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:sougoujigyou@city.hakodate.hokkaido.jp)**

**担当 : 保健福祉部高齢福祉課総合事業担当 相澤・田畑**

**※可能な限りFAXまたはメールにてご連絡願います**

## (5) 今後のスケジュール

時 期	内 容
11月 ~ 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新しい総合事業実施要綱，サービス基準要綱等の原案の作成</li> <li>• 介護予防ケアマネジメントマニュアル案の作成</li> <li>• 現在サービスを利用している方への説明原稿の作成</li> <li>• 市政はこだてによる周知（12月号）</li> <li>• 訪問型サービスA従事者養成研修の実施（12月10日終了） → マッチング</li> </ul>
1月 ~ 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在サービスを利用している方への説明</li> <li>• サービス事業者の指定受付開始</li> <li>• 新しい総合事業実施要綱，サービス基準要綱等の制定</li> <li>• 介護予防ケアマネジメントマニュアルの制定</li> <li>• 市政はこだてによる周知（4月号）</li> </ul>
4月	新しい総合事業開始